

調査の手引き 石川県低濃度PCB廃棄物 掘り起こし調査について



低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月31日まで

この調査は、石川県が実施する重要な調査です
回答にご協力をお願いします

PCBは、主に油状の物質で絶縁性、不燃性などの特性により変圧器等の電気機器を始めとして幅広い用途で利用されていましたが、カネミ油症事件が発生する等、その毒性が社会問題化し、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

国内メーカーが平成5年頃までに製造した主に業務用の電気機器には、PCB含有の可能性があるため、身近な電気機器の調査をする必要があります。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法で、PCBに汚染された電気機器等の低濃度PCB廃棄物は上述のとおり処分期間が定められています。

そこで、石川県ではPCB廃棄物の確実な処理のため、PCB含有の可能性のある電気機器を所有する可能性のある石川県内（金沢市内除く）のみなさまを対象に調査を実施しております。

つきましては、本手引きに従い、調査の上、同封の調査票に必要事項を記入し、期日までにご返送いただきますようお願い申し上げます。

PCB含有の可能性のある電気機器等



要調査

- X線照射装置
- 電力用コンデンサー
- 電気溶接機
- 自家用電気工作物の変圧器
- 昇降機
- 分電盤
- モーターなどに付属または内蔵する低圧コンデンサー

お問い合わせ窓口

石川県資源循環推進課 指導グループ
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
(TEL) **076-225-1474**



※今回の調査に関連して、万が一高濃度PCB廃棄物の疑いがあるものを発見された場合は、至急ご連絡ください

以下の手引きに従い、調査のうえ、調査票に必要事項を記載し、提出してください
 なお、調査対象はすべての事業所となります
 調査にあたっては、環境省作成の手引きもご参照ください



質問 1 分電盤内や壁面に低圧コンデンサーが設置されていますか

低圧分電盤内の
低圧コンデンサー



壁面の 配電盤に設置された
低圧コンデンサー



キュービクル内に残置された
廃コンデンサー



※「調べて適切に処分！低濃度PCB廃棄物（パンフレット）」（環境省）より抜粋

- 電力会社等と**低圧受電契約**を結んでいることを確認
 （検針票の表記のほか、キュービクル等が設置されていないことから確認することができます）
- **分電盤内**や**壁面**に、写真のような低圧コンデンサーは使用されているか確認
- **揚水ポンプ**、**乾燥機**、**業務用冷凍庫**等の分電盤や壁面に、写真のような低圧コンデンサーは使用されているか確認
- 使用中の電気機器の確認では感電のおそれがあるため必ず停電してから実施すること

設置されていた場合

➔ 調査票に「はい」と回答し、質問1-2へ

設置されていない場合

➔ 調査票に「いいえ」と回答し、質問2へ

質問 1-2 低圧コンデンサーはPCBを含有していますか

1

低圧コンデンサーの
銘板を確認し

- メーカー名
- 製造年
- 型式 を記録

※使用中の電気機器の確認では感電するおそれがあるため、電気関係者（電気工事業者等）に依頼して行ってください。

製造年が平成2年以前

2

メーカーに問い合わせ
低濃度PCB含有の
可能性を確認

低濃度PCB含有の可能性

3

絶縁油を採取して
PCB濃度を測定※1

0.5mg/kg超ならば、
低濃度PCB廃棄物に該当
➔既に測定を実施している場合、
調査票に「はい」と回答、
今後調査する場合、「調査予定」と回答し、質問2へ

製造年が平成3年※2以降

PCB含有の可能性なし

PCB濃度0.5mg/kg未満

調査票に「いいえ」と回答し質問2へ

※1 絶縁油採取のために穿穴すると使用できなくなります。使用を継続する場合は、「使用中」と回答し質問2へ

※2 ニチコン製のコンデンサーについては、平成16年3月以前製造のものでPCB含有の報告があります。

平成16年3月以前製造のコンデンサーについては濃度測定をお願いします。（詳細は同社HPを確認ください。）

質問 2

製造後30年以上経過した、**低圧コンデンサーが付属又は内蔵された電気溶接機、X線装置、昇降機、モーター**などを使用する設備はありますか

PCBを含有する低圧コンデンサーは、X線発生装置、X線検査装置、電気溶接機、エレベーターやエスカレータ等の昇降機等を駆動するために高電圧発生装置として組み込まれていることがあるほか、工作機械、揚水ポンプ、乾燥機等に使われるモーターの起電用として使用されていることがあります。



※「調べて適切に処分！低濃度PCB廃棄物（パンフレット）」（環境省）より抜粋

ある場合 → 調査票に「はい」と回答し、質問2-2へ

ない場合 → 調査票に「いいえ」と回答し、質問3へ

質問 2-2

機器に付属又は内蔵された低圧コンデンサーはPCBを含有していますか

1

低圧コンデンサーの
付属又は内蔵がないか
確認し、あれば、銘柄を
確認し

- メーカー名
 - 製造年
 - 型式
- を記録

※使用中の電気機器の確認では感電するおそれがあるため、電気関係者（電気工事業者等）に依頼して行ってください。

コンデンサーの設置なし

製造年が平成3年※2以降

製造年が平成2年以前

2

メーカーに問い合わせ
低濃度PCB含有の
可能性を確認

PCB含有の可能性なし

低濃度PCB含有の可能性

3

絶縁油を採取して
PCB濃度を測定※1

0.5mg/kg超ならば、
低濃度PCB廃棄物に該当
→既に測定を実施している場合、
調査票に「はい」と回答、今後調
査する場合、「調査予定」と回答
し、質問3へ

PCB濃度0.5mg/kg未満

調査票に「いいえ」と回答し質問3へ

※1 絶縁油採取のために穿穴すると使用できなくなります。使用を継続する場合は、「使用中」と回答し質問3へ

※2 ニチコン製のコンデンサーについては、平成16年3月以前製造のものでPCB含有の報告があります。

平成16年3月以前製造のコンデンサーについては濃度測定をお願いします。（詳細は同社HPを確認ください。）

質問 3 自家用電気工作物を使用・保管していますか

キュービクル



変圧器



コンデンサー

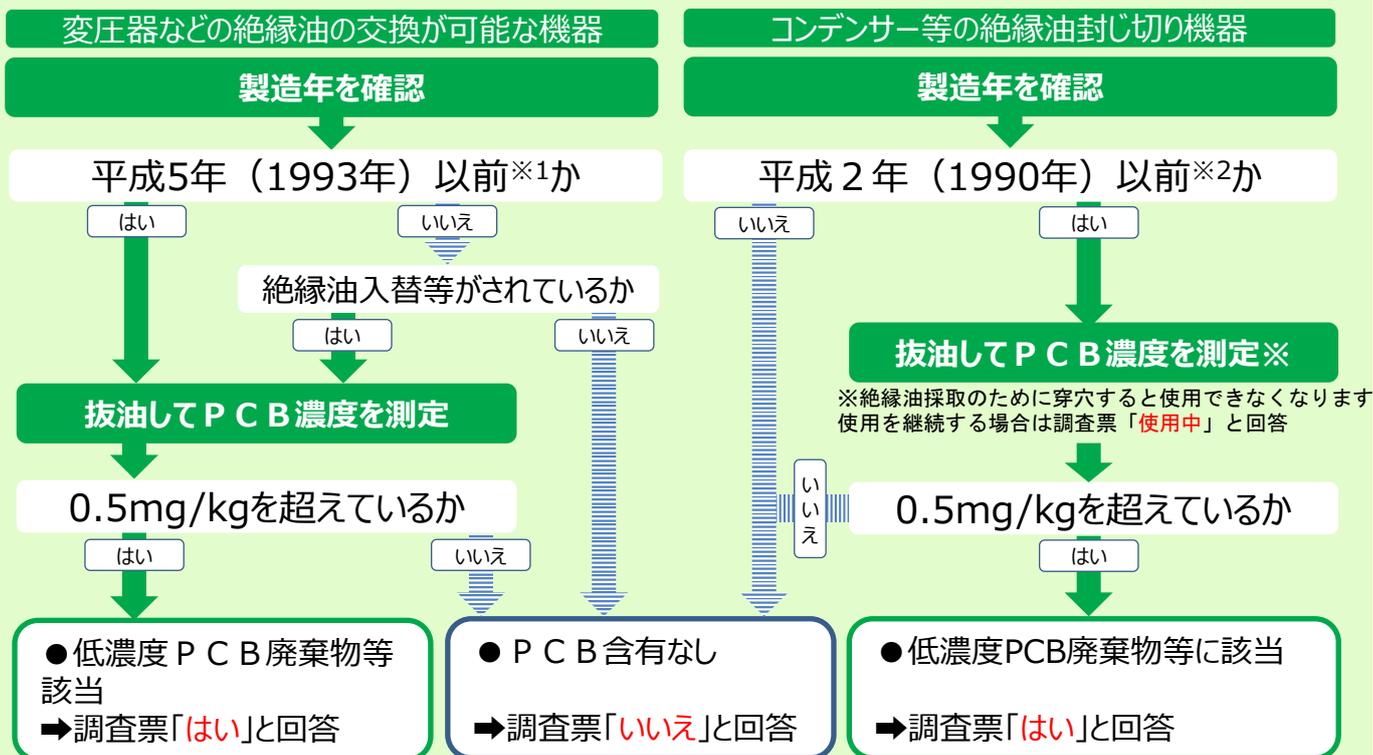


- 自家用電気工作物の高圧受電設備は、高圧の電気を工場やビル等の事業場内に引き込んで受電し、各種設備に配電するために100Vから200V等の低圧に変換する機器です
- 高圧受電設備は通常、キュービクルと呼ばれる金属箱の中に設置されています

使用・保管している場合 → 調査票に「はい」と回答し、質問3-2へ
 使用・保管していない場合 → 調査票に「いいえ」と回答

質問 3-2 PCBを含有した電気工作物を使用・保管していますか

以下の手順に従い、電気工作物のP C B含有の有無を確認してください
使用中の電気機器の確認では感電するおそれがあるため、必ず電気機器の保守・点検を行っている電気主任技術者等に依頼し、調査するようにしてください



※ 1 富士電機(株)製の一部の機器については、平成6年(1994年)までに出荷された機器にP C B含有の可能性が残るとされています。
 ※ 2 ニチコン製のコンデンサーについては、平成16年3月以前製造のものでP C B含有の報告があります。
 平成16年3月以前製造のコンデンサーについては濃度測定をお願いします。(詳細は同社HPを確認ください。)
 ※ 既に廃止した電気工作物について、濃度測定の必要性があるものの、測定を行っていないものは、調査票「調査予定」と回答